

証券コード 7862

平成22年 6 月 8 日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目7番3号

トッパン・フォームズ株式会社

代表取締役社長 櫻 井 醜

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより議決権を行使することができます。

書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(52頁から59頁)をご参照くださいます、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日(月曜日)18時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットにより議決権を行使される場合には、同じく「株主総会参考書類」をご参照くださいます、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」(60頁から61頁)記載の方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年 6 月29日 (火曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第56期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第56期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役15名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 重複行使の取扱い

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わさせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.toppan-f.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、世界的な金融危機に端を発した深刻な景気の低迷が続きましたが、海外経済の改善にともない輸出企業が業績を回復し始めるなど、後半期にはようやく明るさが見え始めました。

ビジネスフォーム業界におきましては、IT化の進展に加え景気低迷にともなう企業の経費削減により、需要量が減少するなかで価格の下落が進み、経営環境は厳しさを増しました。

このような状況のなかで、当社グループは、ビジネスフォームおよびデータ・プリント・サービス（DPS）における製品やサービスの充実と、ICTタグをはじめとする電子メディア関連の製品開発に取り組み、情報活用における総合的なソリューション体制を充実いたしました。また、顧客志向を徹底して、企画提案型の販売活動と、印刷技術を応用した製品開発による新市場の創出に注力するとともに、市場環境の変化に対応して事業活動全般にわたる効率化・合理化を推進いたしました。

主な事業展開といたしましては、ビジネスフォーム分野におきまして、顧客の省資源化のニーズに対応した製品を積極的に拡販するとともに、カーボン・オフセットを付加した通知物製品の販売を開始いたしました。

DPS分野におきましては、デジタルプリント技術を活用し、白紙からフルカラーでパーソナルな通知物を製造することで、納期短縮と材料費の削減に取り組みました。また、通知業務に関連するアウトソーシング受託領域の拡大をはかるとともに、個人情報保護に関する品質保証の充実と、一貫生産体制の整備を推進しました。さらに、首都圏の関連事業所において、首都直下型地震を想定した事業継続計画の策定と、そのマネジメントシステムの構築を進め、事業継続マネジメントシステム規格「B S 25999-2」の登録認証を印刷業界では初めて取得いたしました。

電子メディア分野におきましては、ＩＣ関連製品の生産効率を向上させる量産技術の実用化に取り組むとともに、近距離無線通信の標準規格に準拠したハード・ソフト製品の開発を推進いたしました。また、情報媒体の電子化を推進するため、印刷技術を活用した電子部品開発に取り組みました。

環境問題への対応につきましては、二酸化炭素の排出を計画的に削減するためエネルギー使用量の見える化に取り組み、効果的な省エネルギー化につとめました。また、カーボン・オフセット付き製品が環境省のモデル事業に採択され、事業化に向けた社内体制を整備しました。

個人情報保護に関しましては、個人情報取扱事業者として経営の最重要課題ととらえ、その強化につとめております。

以上の結果、当期の連結売上高は、2,316億円(前期比1.8%減)、経常利益は141億円(前期比15.9%減)、当期純利益は75億円(前期比14.5%減)となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

印刷事業

ビジネスフォームでは、省資源化のニーズに対応した製品の拡販や、周辺印刷物の取り込みをはかりましたが、ＩＴ化の進展に加えコスト削減により需要量が減少し、前年を下回りました。

DPSでは、景気後退にともない販売促進用ダイレクトメールが減少したほか、企業がコスト削減のために通知物を簡素化する動きが進みましたが、通知業務の周辺に受託領域を広げ、微増となりました。

電子メディア関連では、資産管理向けＩＣタグを積極的に拡販いたしました。また、企業のシステム開発の延期や投資抑制などにより前年を下回りました。

以上の結果、印刷事業全体では微減となりました。

商品事業

サプライ品は、環境に配慮した消耗品を中心に拡販しましたが、企

業の経費節減により微減となりました。

また、事務機器関連等につきましては、企業の設備投資抑制の影響を受け、大幅に減少しました。

業務運用管理受託事業は、システム共同化などの需要を積極的に取り込み、堅調に推移いたしました。

以上の結果、商品事業全体は微減となりました。

(セグメント別売上高)

| 区 分 | 前 期 | | 当 期 | | 増 減 | |
|----------|----------|--------|----------|--------|--------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 印刷事業 | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| | 183,519 | 77.8 | 180,193 | 77.8 | △3,325 | △1.8 |
| (内D P S) | (77,559) | (32.9) | (77,646) | (33.5) | (87) | (0.1) |
| 商品事業 | 52,375 | 22.2 | 51,422 | 22.2 | △952 | △1.8 |
| 合 計 | 235,895 | 100.0 | 231,616 | 100.0 | △4,278 | △1.8 |

(2) 資金調達の状況

当期の所要資金は主として事業収入および自己資金でまかないました。

(3) 当社グループの設備投資の状況

当期のグループ設備投資の総額は103億円でした。D P S分野に重点を置き、最新鋭の高速プリンターへの更新を進め、生産効率の向上をはかりました。

(4) 当社グループの対処すべき課題

わが国経済は、輸出企業を中心として業績の回復は見込まれるものの、少子高齢化などの構造的な問題から、国内需要、個人消費は当面停滞することが見込まれ、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

ビジネスフォーム業界におきましても、顧客業務のIT化やネットワーク化に加え内需低迷にともなう印刷需要の減少や、価格競争の激化が懸念され、引き続き市場環境は厳しいものと考えられます。

このような状況をふまえ当社グループは、ビジネスフォームとDPSで培った技術やノウハウを基盤として、通知業務全般の企画提案や付随する周辺事務をより広範囲に受託する体制の構築、電子メディアの活用など、顧客の課題をワンストップで解決する総合的な情報管理ソリューションの提供をめざしてまいります。そのために、より磐石な情報セキュリティ体制の構築と、事業継続マネジメントシステムの適用範囲の拡大につとめ、顧客との信頼関係を強固なものにしていく所存です。また、成長分野への重点投資と品質保証を一層強化するとともに、コスト構造の改革に取り組み、企業体質の強化と業績の向上につとめてまいります。

環境問題への対応につきましては、改正省エネ法の施行を受け、全社を挙げて二酸化炭素排出量の削減対策に取り組んでまいります。また、環境配慮型製品の拡充を更に進め、環境の保全に寄与してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第53期 | 第54期 | 第55期 | 第56期 |
|---------------|----------|----------|----------|---------------------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 (当連結会計年度) |
| 売上高 (百万円) | 219,197 | 228,565 | 235,895 | 231,616 |
| 経常利益 (百万円) | 17,267 | 16,143 | 16,887 | 14,199 |
| 当期純利益 (百万円) | 9,683 | 8,752 | 8,791 | 7,512 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 84.98 | 77.24 | 79.20 | 67.68 |
| 総資産 (百万円) | 186,902 | 185,237 | 185,635 | 187,092 |
| 純資産 (百万円) | 128,875 | 129,263 | 133,623 | 138,781 |
| 1株当たり純資産(円) | 1,129.46 | 1,162.99 | 1,199.04 | 1,245.62 |

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は凸版印刷株式会社であり、当社の議決権を60.7%保有しております。

当社と親会社の間には製品の売買取引があります。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------|-----------|---------|-----------------------------|
| トッパン・フォームズ東海(株) | 100百万円 | 100.0% | ビジネスフォームの製造 |
| トッパン・フォームズ・オペレーション(株) | 100百万円 | 100.0% | コンピュータの運用・管理、プログラムの開発 |
| トッパン・フォームプロセス(株) | 100百万円 | 100.0% | コンピュータ関連帳票類の処理・加工 |
| テクノ・トッパン・フォームズ(株) | 100百万円 | 100.0% | フォーム処理機器類の販売および保守 |
| トッパン・フォームズ・サービス(株) | 50百万円 | 100.0% | 製品の配送および保管 |
| トッパン・フォームズ関西(株) | 50百万円 | 100.0% | ビジネスフォームの製造、配送および保管業 |
| トッパン・フォームズ西日本(株) | 30百万円 | 100.0% | ビジネスフォームの製造、配送および保管業 |
| 山陽トッパン・フォームズ(株) | 50百万円 | 100.0% | ビジネスフォームの製造 |
| 株トスコ | 213百万円 | 69.7% | ソフトウェアの開発 |
| トッパン・フォームズ(香港)社 | 35百万HK\$ | *100.0% | ビジネスフォームの製造および販売 |
| トッパン・フォームズ(シンガポール)社 | 1,226千S\$ | *100.0% | 機器部品の販売ならびにビジネスフォームの製造および販売 |

- (注) 1. *印は、当社の子会社が所有する株式を含んだ比率となっております。
 2. 山陽トッパン・フォームズ(株)は、平成21年10月1日付で、当会社の100%保有子会社であった株K C Fを吸収合併しております。

③ 企業結合の成果

連結対象子会社は上記の重要な子会社11社を含む23社、持分法適用会社は7社であります。

当連結会計年度の売上高は231,616百万円と前連結会計年度に比べ4,278百万円(1.8%減)の減収となりました。当期純利益は7,512百万円と前連結会計年度に比べ1,278百万円(14.5%減)の減益となりました。

(7) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

| 区 分 | 主 要 営 業 品 目 |
|---------|--|
| 印 刷 事 業 | 連続フォーム、シートフォーム、応用用紙、統一伝票、封筒、カタログ、パンフレット、チラシ、カード、IC関連製品、電子メディア関連業務（電子ドキュメント、ウェブシステムなど）の受託など |
| | データ・プリント・サービス（DPS） 情報処理システムの開発受託、情報処理・情報発信の処理受託など デジタル・プリントオンデマンド（DOD） |
| | 運送取扱業および倉庫業など |
| 商 品 事 業 | フォーム処理機・事務機器、システム機器、カード機器、紙製品（P PC用紙、タック紙・ラベル、デザインストック製品）、各種プリンター用サプライ、各種磁気メディア、設備・備品、情報処理に関するシステム設計・開発、プログラミング、オペレーションなど |

(8) 主要な営業所および工場（平成22年3月31日現在）

| | 名 称 | 所 在 |
|-------|-----------------------|---------|
| 本 社 | | 東京都港区 |
| 国内事業所 | 営業統括本部 | 東京都港区 |
| | 製造統括本部 | 東京都福生市 |
| | 東日本事業部 | 宮城県仙台市 |
| | 中部事業部 | 愛知県名古屋市 |
| | 関西事業本部 | 大阪府大阪市 |
| | 西日本事業部 | 福岡県福岡市 |
| 国内工場 | 日野工場 | 東京都日野市 |
| | 福生工場 | 東京都福生市 |
| | 川本工場 | 埼玉県深谷市 |
| 国内研究所 | 中央研究所 | 東京都八王子市 |
| 国内子会社 | トッパン・フォームズ東海(株) | 静岡県浜松市 |
| | トッパン・フォームズ・オペレーション(株) | 東京都港区 |
| | トッパン・フォームプロセス(株) | 東京都江東区 |
| | テクノ・トッパン・フォームズ(株) | 東京都港区 |
| | トッパン・フォームズ・サービス(株) | 埼玉県所沢市 |
| | トッパン・フォームズ関西(株) | 大阪府吹田市 |
| | トッパン・フォームズ西日本(株) | 福岡県福岡市 |
| | 山陽トッパン・フォームズ(株) | 広島県東広島市 |
| | (株)トスコ | 岡山県岡山市 |
| 海外子会社 | トッパン・フォームズ（香港）社 | 中国香港 |
| | トッパン・フォームズ（シンガポール）社 | シンガポール |

(9) 従業員の状況（平成22年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 7,529名 | 172名増 |

(注) 上記従業員数には臨時従業員1,579名（パートタイマー、アルバイト）を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 2,356名 | 32名増 | 40.0歳 | 17.2年 |

(注) 上記従業員数には臨時従業員436名（パートタイマー、アルバイト）を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成22年3月31日現在）

該当する借入先はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 115,000,000株
 (注)発行済株式の総数には、自己株式(4,003,354株)が含まれて
 おります。
- ③ 株 主 数 9,761名

(2) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|---|----------|---------|
| | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
| 凸版印刷株式会社 | 67,419 | 60.7 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 4,470 | 4.0 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 4,222 | 3.8 |
| トッパンフォームズグループ従業員持株会 | 2,165 | 2.0 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 1,765 | 1.6 |
| ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー | 1,554 | 1.4 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 | 1,275 | 1.1 |
| メロン バンク エヌイー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション | 1,246 | 1.1 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 | 960 | 0.8 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 | 801 | 0.7 |

(注) 1. 当社が期末において保有している自己株式4,003千株については、上記の表から除外してお
 ります。

また、持株比率は自己株式4,003千株を控除して計算しております。

2. 上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次の通りであります。

| | |
|---------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) | 4,470千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) | 4,222千株 |
| 資産管理サービス信託銀行(株) | 1,536千株 |

3. マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーから、平成20年10月6日付の大量保有
 報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年9月30日現在で6,023千株を保有して
 いる旨の訂正報告を受けておりますが、株主名簿上の保有株式数を基準として上記大株主の状
 況を記載しております。

なお、マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーの大量保有報告書の内容は以下
 の通りであります。

| | |
|---------|---|
| 大量保有者 | マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー |
| 住所 | Orion House 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA,UK |
| 保有株券等の数 | 株券 6,023,300株 |
| 株券等保有割合 | 5.24% |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における会社役員が保有する新株予約権の状況

| | 第50回定時株主総会による決議 | | 第51回定時株主総会による決議 | | 第52回定時株主総会による決議 | |
|-------------------------------------|------------------------------|----|------------------------------|----|------------------------------|-----|
| 決議年月日 | 平成16年6月29日 | | 平成17年6月29日 | | 平成18年6月29日 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | | 普通株式 | | 普通株式 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個当たり100株) | 48,000株 | | 55,000株 | | 67,000株 | |
| 新株予約権の個数および保有人数 | 個数 | 人数 | 個数 | 人数 | 個数 | 人数 |
| 取締役(社外取締役を除く) | 480個 | 7名 | 550個 | 8名 | 670個 | 10名 |
| 社外取締役 | 一個 | 一名 | 一個 | 一名 | 一個 | 一名 |
| 監査役 | — | — | — | — | — | — |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 | | 無償 | | 無償 | |
| 新株予約権行使時の払込金額 (1個あたり) | 157,500円 | | 130,800円 | | 173,400円 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年7月1日 ～ 平成22年6月30日 | | 平成18年7月1日 ～ 平成23年6月30日 | | 平成19年7月1日 ～ 平成24年6月30日 | |
| 新株予約権の行使の条件 | 注1 | | 注1 | | 注1 | |
| 新株予約権の取得事由および条件 | 注2 | | 注2 | | 注2 | |
| 新株予約権の譲渡制限 | 注3 | | 注3 | | 注3 | |

| | 第53回定時株主総会による決議 | |
|-------------------------------------|------------------------------|-----|
| 決議年月日 | 平成19年6月28日 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個当たり100株) | 84,000株 | |
| 新株予約権の個数および保有人数 | 個数 | 人数 |
| 取締役(社外取締役を除く) | 840個 | 11名 |
| 社外取締役 | 一個 | 一名 |
| 監査役 | — | — |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 | |
| 新株予約権行使時の払込金額 (1個あたり) | 152,700円 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年7月1日 ～ 平成25年6月30日 | |
| 新株予約権の行使の条件 | 注1 | |
| 新株予約権の取得事由および条件 | 注2 | |
| 新株予約権の譲渡制限 | 注3 | |

- 注1. (新株予約権の行使の条件)
- ① 権利行使期間の初日の前日までの間、継続して当社の取締役役に在任していることを要する。
 - ② 退任時：退任後1年間（退任時が新株予約権の権利行使期間以前であるときは、新株予約権の権利行使期間の初日の翌日から1年間）または新株予約権の権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日まで新株予約権を行使することができる。
 - ③ 死亡時：死亡と同時に与えられた権利は失効するものとする。ただし業務災害による死亡の場合、新株予約権者が予め指定した1名の相続人は、相続開始時から1年間（相続開始時が新株予約権の権利行使期間以前であるときは、新株予約権の権利行使期間の初日の翌日から1年間）または新株予約権の権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日まで新株予約権を行使することができる。
 - ④ その他権利行使の条件は、当社と当社取締役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 注2. (新株予約権の取得事由および条件)
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき、当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得できる。
 - ② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償で消却することができる。
- 注3. (新株予約権の譲渡制限)
- 新株予約権を譲渡、質入するには、当社取締役会の承認を要する。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況
該当なし

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|---------|------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 秋 山 正 法 | |
| 代表取締役社長 | 櫻 井 醜 | |
| 取締役副社長 | 岡 田 弘 人 | 全国営業担当 |
| 専務取締役 | 新 田 健 二 | 経営企画本部長および財務本部、調達本部担当 |
| 常務取締役 | 大 坪 尚 義 | 情報システム本部、IT開発本部担当 |
| 常務取締役 | 宇 高 恵 一 | 中央研究所、事業開発本部担当 |
| 常務取締役 | 加 藤 栄 司 | 営業統括本部長 |
| 常務取締役 | 玉 田 健 治 | 情報メディア事業本部長兼国際事業部長 |
| 取 締 役 | 足 立 直 樹 | 凸版印刷株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 森 茂 孝 | 営業統括副本部長 |
| 取 締 役 | 関 岡 修 次 | 関西事業本部長 |
| 取 締 役 | 西志村 卓 | 総務本部長および法務本部、広報室、RM推進室担当 |
| 取 締 役 | 亀 山 明 | 製造統括本部長およびCS推進本部担当 |
| 取 締 役 | 黒 羽 二 朗 | 企画本部長 |
| 取 締 役 | 福 嶋 賢 一 | 営業統括副本部長 |
| 常任監査役 | 永 田 明 裕 | (常勤) |
| 監 査 役 | 小山内 鏗 爾 | (常勤) |
| 監 査 役 | 澤 田 孝 志 | (常勤) |
| 監 査 役 | 佐久間 国 雄 | 東洋インキ製造株式会社代表取締役社長および凸版印刷株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | 外 山 孟 | 凸版印刷株式会社常任監査役 |

- (注) 1. 監査役永田明裕、佐久間国雄および外山孟の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役永田明裕氏は、凸版印刷株式会社の取締役財務本部長としての長年の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役外山孟氏は、凸版印刷株式会社の取締役財務本部長としての長年の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐久間国雄氏および外山孟氏の重要な兼職の状況は、後記5. 社外役員に関する事項に記載しております。
5. 平成21年6月26日開催の第55回定時株主総会において、新たに福嶋賢一氏が取締役に選任され、就任いたしました。

6. 事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 退任時の地位 | 氏 名 | 退任事由 | 退任年月日 |
|--------|---------|------|------------|
| 取締役副社長 | 河 野 通 剛 | 辞 任 | 平成21年6月26日 |

7. 取締役の役職の異動は次のとおりであります。

| 氏 名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|--------|-------|------------|
| 岡 田 弘 人 | 取締役副社長 | 専務取締役 | 平成21年6月26日 |

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|---------------|-------------|------------------|
| 取締役 (うち社外) | 16名 (一名) | 506百万円 (一百万円) |
| 監査役 (うち社外) | 5名 (3名) | 63百万円 (27百万円) |
| 合 計 | 21名 | 570百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第53回定時株主総会において年額4億5,000万円以内(うち社外取締役2,000万円以内)とする固定枠と当期連結営業利益の1%以内とする変動枠の合計額以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。
 4. 取締役の員数および報酬には、平成21年6月26日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名を含めております。
 5. 平成18年5月26日開催の取締役会の決議により役員退職慰労金制度を廃止し、平成18年6月29日開催の第52回定時株主総会において、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき上記のほか、当事業年度中に辞任した取締役1名に対し23百万円の役員退職慰労金を支給しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

監査役佐久間国雄氏は、東洋インキ製造株式会社の代表取締役を兼職しております。当社は東洋インキ製造株式会社との間に原材料等の売買取引があります。また、同氏は当社の親会社である凸版印刷株式会社の社外監査役を兼職しており、当社は凸版印刷株式会社との間に製品の売買取引があります。

監査役外山孟氏は、当社の親会社である凸版印刷株式会社の常任監査役を兼職しております。当社は凸版印刷株式会社との間に製品の売買取引があります。

(2) 親会社または親会社の子会社から当事業年度において役員として受けている報酬等の総額

監査役佐久間国雄氏は、凸版印刷株式会社から社外監査役の報酬等として6百万円を受けております。

監査役外山孟氏は、凸版印刷株式会社およびその子会社から役員の報酬等として55百万円を受けております。

(3) 責任限定契約の概要

締結しておりません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 取締役会 出席回数 | 監査役会 出席回数 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|-----------------|---------------|---|
| 監 査 役 | 永 田 明 裕 | 13回開催中 13回出席 | 9回開催中 9回出席 | 取締役会では意思決定の妥当性および適正性を確保するため必要に応じて説明を求め、また監査役会においても、適宜、質問と発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 佐久間 国 雄 | 13回開催中 9回出席 | 9回開催中 9回出席 | 取締役会および監査役会において製造業の企業経営者として豊かな経験と高い見識に基づいた広範囲な意見の表明や発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 外 山 孟 | 13回開催中 12回出席 | 9回開催中 8回出席 | 大企業の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営全般について、法令遵守やリスクマネジメントの面から助言・提言等を行っております。 |

6. 会計監査人の現況

(1) 名称

あらた監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 60百万円 |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任することができるものとします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役が監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会上程いたします。

(4) 責任限定契約の概要

締結しておりません。

(5) 辞任または解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く）に関する事項

該当ありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」として決議した事項は、次のとおりであります。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、社会益、会社益、個人益からなる企業理念である「三益一如」の下、総合情報管理サービス企業として社会からの信頼をより強固なものにするとともに、株主をはじめとするステークホルダーの満足度を高めるため、さらなる企業価値・株主価値の向上を目指している。そのために、全ての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築し、運用を通じて継続的な改善を図っていくことが最も重要であると認識している。

当社はこれらの達成に向けて会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社の業務執行に関する体制及び監査に関する体制を以下のとおり整備し、その実現を図る。

2. 業務執行に関する体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。また、取締役は反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当要求に対しては毅然とした対応をとる。

監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき取締役の業務執行の適法性を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、「取締役会規則」並びに「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管

理規程」に基づき適切に保存し、管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び子会社を取巻くさまざまなリスクを予見しそのリスクがもたらす経営的損失を予防するとともに、そのリスクが具体的な経営危機に発展した場合においても被害の最小化、再発防止策等を効果的に講ずるため、「トッパンフォームズグループリスクマネジメント規程」を制定している。

具体的には、リスクマネジメント担当取締役を委員長とする全社統括RM委員会の下に、リスクカテゴリーごとの全社横断的なRM専門委員会と各事業部・子会社単位の組織別RM委員会を設け、それぞれが連携し、個別リスクに対応したマニュアルやガイドライン等を作成し、教育・研修等を通じてその周知徹底を図っている。

また、万一不測の事態が発生した場合は、被害の最小化を図るため本社内に緊急事態対策本部を設け、速やかに情報収集を行うとともに、被害の最小化を図るための対応策を決定し、その実施を統括する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、従業員が共有する全社的な経営目標（年度計画、中期経営計画）を定め、その達成のため事業部制を導入し、各事業部業績目標と実績を毎月開催される取締役会がレビューし、目標達成を阻害する要因を分析し、その要因の排除・低減する改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図る。

さらに、各業務プロセスにおけるIT化を積極的に推進し、業務の効率性を高める。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「トッパンフォームズグループ全社行動指針」並びに「部門別行動指針」を定め、この周知徹底を図ることで従業員の職務執行の適法性を確保する。そのために、全社統括RM委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、法務本部とともに、法令遵守と企業倫理の確立を図る。さらに、各職場に

における行動指針の浸透を図るため、全社的にコンプライアンス推進リーダーを配置し、各職場における浸透活動を推進する。また、コンプライアンスの一環として、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力の排除及び不当な要求の拒絶のための体制を確保する。

また、事業部門から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、定期的に各事業部における業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役、担当取締役及び監査役会に適時報告する。

さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、「トップパフォーマンスグループ内部通報規程」に従い「企業倫理ホットライン」を設置する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての業務の適正を確保するため「国内関係会社管理規程」及び「海外関係会社管理規程」を策定し、この規程に則った経営を推進する。

また、関係会社社長との会議を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

さらに、当社は方針説明会等により、グループ会社の経営方針及び事業の状況について定期的な検討を行い、適正かつ効率的なグループ経営を実施する。

なお、当社は、親会社の企業理念を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

3. 監査に関する体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき従業員を求めた場合は、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置す

る。当該従業員の人选等は、監査役会の意見を尊重する。また、監査役会と内部監査部門である内部監査室との間で定期的に情報連絡会を開催し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

(2) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき監査業務を補助する従業員を配置した場合、当該従業員の指揮命令権は監査役会に属するものとする。また、当該従業員の人事処遇にあたっては、監査役会の意見を尊重する。

(3) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行なうとともに、法令の定める事項のほか代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役から報告を受けることとする。

また、監査役会は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、関係会社監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。

また、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図ることができる。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、単位未満切捨により表示しております。
2. 本事業報告中の千株単位の株式数は、千株未満切捨により表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 流 動 資 産 | 93,945 | 流 動 負 債 | 44,401 |
| 現金及び預金 | 30,666 | 支払手形及び買掛金 | 25,732 |
| 受取手形及び売掛金 | 43,112 | 短期借入金 | 367 |
| 有価証券 | 2,429 | 1年内返済予定の長期借入金 | 699 |
| 商品及び製品 | 9,359 | リース債務 | 42 |
| 仕掛 | 1,131 | 未払法人税等 | 2,214 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,220 | 未払消費税等 | 416 |
| 前払費用 | 1,202 | 未払費用 | 3,849 |
| 繰延税金資産 | 2,139 | 賞与引当金 | 4,057 |
| その他 | 1,882 | 役員賞与引当金 | 68 |
| 貸倒引当金 | △200 | 設備関係支払手形 | 2,610 |
| | | その他 | 4,341 |
| 固 定 資 産 | 93,147 | 固 定 負 債 | 3,910 |
| 有 形 固 定 資 産 | 67,563 | 社 債 | 200 |
| 建物及び構築物 | 23,866 | 長期借入金 | 278 |
| 機械装置及び運搬具 | 15,432 | リース債務 | 67 |
| 工具、器具及び備品 | 1,732 | 繰延税金負債 | 131 |
| 土地 | 21,643 | 退職給付引当金 | 2,889 |
| リース資産 | 134 | 役員退職慰労引当金 | 329 |
| 建設仮勘定 | 4,753 | その他 | 12 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,106 | 負 債 合 計 | 48,311 |
| その他 | 3,106 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資その他の資産 | 22,477 | 株 主 資 本 | 138,630 |
| 投資有価証券 | 13,622 | 資 本 金 | 11,750 |
| 長期貸付金 | 150 | 資 本 剩 余 金 | 9,270 |
| 長期前払費用 | 64 | 利 益 剩 余 金 | 122,527 |
| 敷金及び保証金 | 2,357 | 自 己 株 式 | △4,916 |
| 保険積立金 | 3,022 | 評価・換算差額等 | △371 |
| 繰延税金資産 | 2,758 | その他有価証券評価差額金 | 200 |
| その他 | 686 | 為替換算調整勘定 | △571 |
| 貸倒引当金 | △184 | 新 株 予 約 権 | 57 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 463 |
| 資 産 合 計 | 187,092 | 純 資 産 合 計 | 138,781 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 187,092 |

連結損益計算書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

| | | |
|---|--|--|
| 売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 保険返戻金 持分法による投資利益 受取技術料 その他 営業外費用 支払利息 為替差損 保険解約損 貸倒引当金繰入 その他 経常利益 特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 新株予約権戻入益 特別損失 固定資産売却損 固定資産除却損 投資有価証券評価損 減損損失 事業整理損 その他 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益 当期純利益 | 231,616 182,294 49,321 36,324 12,997 95 253 180 78 313 439 41 19 22 48 27 317 0 23 0 364 483 557 142 94 5,799 △431 | 231,616 182,294 49,321 36,324 12,997 1,360 158 14,199 341 1,643 12,897 5,368 16 7,512 |
|---|--|--|

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年 4月 1日)
(至 平成22年 3月 31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|--------|-------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成21年 3月31日残高 | 11,750 | 9,270 | 117,789 | △4,916 | 133,893 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,774 | | △2,774 |
| 当期純利益 | | | 7,512 | | 7,512 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 4,737 | △0 | 4,737 |
| 平成22年 3月31日残高 | 11,750 | 9,270 | 122,527 | △4,916 | 138,630 |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株 予約権 | 少数株主 持分 | 純資産 合計 |
|---------------------------|----------------------|--------------|----------------|-----------|------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | | |
| 平成21年 3月31日残高 | △154 | △649 | △804 | 81 | 453 | 133,623 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △2,774 |
| 当期純利益 | | | | | | 7,512 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 355 | 78 | 433 | △23 | 9 | 420 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 355 | 78 | 433 | △23 | 9 | 5,157 |
| 平成22年 3月31日残高 | 200 | △571 | △371 | 57 | 463 | 138,781 |

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

| (国内) | |
|-------------------------|---------------------------------|
| トッパン・フォームズ東海(株) | トッパン・フォームズ関西(株) |
| トッパン・フォームズ・オペレーション(株) | トッパン・フォームズ西日本(株) |
| トッパン・フォームズプロセス(株) | 北海道トッパン・フォームズ(株) |
| テクノ・トッパン・フォームズ(株) | 香川ビジネスフォーム(株) |
| 山陽トッパン・フォームズ(株) | 沖縄ビジネスフォーム(株) |
| トッパン・フォームズ・サービス(株) | (株)ジクシス |
| (株)トスコ | (株)ティ・エス・エイ |
| (海外) | |
| T. F. カンパニー社 | トッパン・フォームズ・インフォメーション・システムズ(上海)社 |
| トッパン・フォームズ(シンガポール)社 | トッパン・フォームズ・コンピュータ・システムズ社 |
| トッパン・フォームズ(香港)社 | マンソン・コンピュータ・フォーム社 |
| トッパン・フォームズ・カード・テクノロジーズ社 | トッパン・フォームズ(アメリカ)社 |
| 深セン瑞興印刷有限公司 | |

すべての子会社を連結しております。

なお、当連結会計年度において(株)KCFは山陽トッパン・フォームズ(株)と合併により消滅したため、当連結会計年度より、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 7社

| (国内) | |
|-----------------------|--------------------------|
| (株)ティエフメディエイト | ディーブコミュニケーションエンジニアリング(株) |
| (海外) | |
| 北京三盾カード技術有限公司 | 北京トッパン・フォームズ社 |
| データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社 | トッパン・フォームズ(コロンボ)社 |
| CFMトッパン・フォームズ(マレーシア)社 | |

すべての関連会社に持分法を適用しております。

当連結会計年度において新規に設立したディーブコミュニケーションエンジニアリング(株)を持分法の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外の連結子会社のうち、T. F. カンパニー社、他7社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在における各社の貸借対照表および損益計算書を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有 価 証 券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は総平均法により算定）

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）

b. 時価のないもの

主として総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

商品(サプライ)・原材料・貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

商品(機器)・製品・仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
- ①有形固定資産(リース資産を除く)
主として法人税法の規定に基づく定率法
ただし、当社および国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産(リース資産を除く)
主として法人税法の規定に基づく定額法
ただし、当社および国内連結子会社における自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - ④長期前払費用
定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度において負担すべき見積額を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
 - ④退職給付引当金
当社および主要な国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に未認識過去

勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した見込額に基づき、当連結会計年度の末日において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方法の変更）

当連結会計年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

数理計算上の差異を翌連結会計年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は366百円であります。

⑤役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、当社は平成18年6月29日開催の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

なお、当該総会までの在任期間に対応する役員退職慰労金相当額については、役員退職慰労引当金に計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債並びに収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

（会計方法の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. 為替予約

外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

b. 金利スワップ

借入金

③ヘッジ方針

主として、当社の財務本部の管理のもとに、将来の為替・金利変動リスク回避のためにヘッジを行う方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却は、投資効果の発現する期間にわたり均等償却を行う方針であります。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、支配獲得時において全面時価評価法によっております。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

90,687百万円

(2) 保証債務残高

従業員住宅借入保証金 10百万円

(3) 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

定期預金 24百万円

建物 76百万円

土地 149百万円

合計 249百万円

担保付債務

1年内返済予定の長期借入金 425百万円

長期借入金 173百万円

社債 200百万円

合計 798百万円

なお、根抵当権の極度額は、468百万円であります。

連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 7百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

| | 前連結会計年度末 株式数（千株） | 当連結会計年度増加 株式数（千株） | 当連結会計年度減少 株式数（千株） | 当連結会計年度末 株式数（千株） |
|---------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 普通株式 | 115,000 | — | — | 115,000 |
| 合計 | 115,000 | — | — | 115,000 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 当連結会計 年度末残高 (百万円) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 提出会社 (親会社) | ストック・オプション としての新株予約権 | 57 |
| | 合計 | 57 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当 り配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|--------------------|------------|-------------|
| 平成20年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,387 | 12.5 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月29日 |
| 平成20年10月30日 取締役会 | 普通株式 | 1,387 | 12.5 | 平成21年9月30日 | 平成21年12月10日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後に予定されているもの

| 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当 り配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------|---------------------|-------|--------------------|------------|------------|
| 普通株式 | 1,387 | 利益剰余金 | 12.5 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い債券や短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入等により一部資金調達を行っております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、得意先情報管理規程および債権等管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は主として株式および社債であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれら差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|------------|--------|------|
| (a)現金及び預金 | 30,666 | 30,666 | — |
| (b)受取手形及び売掛金 | 43,112 | 43,112 | — |
| (c)有価証券及び投資有価証券 | 13,646 | 13,137 | △509 |
| (d)長期貸付金 | 150 | — | — |
| △貸倒引当金(※1) | △107 | — | — |
| | 43 | 43 | 0 |
| (e)敷金及び保証金 | 2,357 | 2,357 | — |
| 資産計 | 89,824 | 89,315 | △509 |
| (a)支払手形及び買掛金 | 25,732 | 25,732 | — |
| (b)短期借入金 | 367 | 367 | — |
| (c)1年以内返済予定の長期借入金 | 699 | 699 | — |
| (d)社債 | 200 | 205 | △5 |
| (e)長期借入金 | 278 | 284 | △6 |
| 負債計 | 27,276 | 27,287 | △11 |

(※1)長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

①資産

- a. 現金及び預金、並びに b. 受取手形及び売掛金
これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- c. 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- d. 長期貸付金
長期貸付金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び信用状態、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- e. 敷金及び保証金
これらの時価については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

②負債

- a. 支払手形及び買掛金、 b. 短期借入金、並びに c. 1年以内返済予定の長期借入金
これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- d. 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- e. 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額(百万円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 2,405 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成22年3月31日現在)

| | | |
|--------|----------------|--------------|
| 繰延税金資産 | 賞与引当金 | 1,622百万円 |
| | 未払事業税 | 243 |
| | 減価償却費損金算入限度超過額 | 59 |
| | 退職給付引当金 | 1,503 |
| | 役員退職慰労引当金 | 134 |
| | 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 65 |
| | 投資有価証券等評価損 | 696 |
| | 会員権評価損 | 206 |
| | 連結子会社繰越欠損金 | 268 |
| | 減損損失 | 220 |
| | その他 | <u>390</u> |
| | 繰延税金資産小計 | <u>5,411</u> |
| | 評価性引当金 | <u>△275</u> |
| | 繰延税金資産合計 | <u>5,136</u> |
| 繰延税金負債 | 未分配剰余金 | △59 |
| | その他有価証券評価差額金 | △168 |
| | 海外子会社減価償却費 | △83 |
| | その他 | <u>△59</u> |
| | 繰延税金負債合計 | <u>△371</u> |
| | 繰延税金資産の純額 | <u>4,764</u> |

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | |
|-------------|----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 2,139百万円 |
| 固定資産－繰延税金資産 | 2,758 |
| 流動負債－その他 | △1 |
| 固定負債－繰延税金負債 | △131 |

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、下記のとおりであります。

なお、金額は未経過リース料となります。

| | | |
|------|-------------------|--------|
| 機械装置 | I M T 製造設備 (日野工場) | 507百万円 |
| 機械装置 | I M T 製造設備 (福生工場) | 194百万円 |

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額 | 1,245円62銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 67円68銭 |

ストック・オプションに関する注記

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

| | | 平成15年 ストック・オプション | 平成16年 ストック・オプション | 平成17年 ストック・オプション | 平成18年 ストック・オプション | |
|--------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|---|
| 内容 | 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 14名 当社従業員 18名 | 当社取締役 14名 当社従業員 19名 | 当社取締役 14名 当社従業員 29名 | 当社取締役 14名 当社従業員 28名 | |
| | 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 157,000株 | 普通株式 182,000株 | 普通株式 211,000株 | 普通株式 212,000株 | |
| | 付与日 | 平成15年7月1日 | 平成16年7月1日 | 平成17年7月1日 | 平成18年7月14日 | |
| | 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)2 | (注)2 | |
| | 対象勤務期間 | 自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日 | 自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日 | 自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日 | 自 平成18年7月14日 至 平成19年6月30日 | |
| | 権利行使期間 | 自 平成16年7月1日 至 平成21年6月30日 | 自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日 | 自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日 | 自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日 | |
| 規模及び変動状況(注)3 | ストック・オプションの数 | 権利確定前 | | | | |
| | | 前連結会計年度末 | — | — | — | — |
| | | 付与 | — | — | — | — |
| | | 失効 | — | — | — | — |
| | | 権利確定 未確定残 | — | — | — | — |
| | 権利確定後 | | | | | |
| | 前連結会計年度末 | 54,700 | 125,000 | 157,000 | 190,000 | |
| | 権利確定 | — | — | — | — | |
| | 権利行使 | — | — | — | — | |
| | 失効 | 54,700 | 39,000 | 38,000 | 45,000 | |
| 未行使残 | — | 86,000 | 119,000 | 145,000 | | |
| 単価情報 | 権利行使価格 | 1,255 | 1,575 | 1,308 | 1,734 | |
| | 行使時平均株価 | — | — | — | — | |
| | 公正な評価単価(付与日) | — | — | — | 198 | |

| | | | |
|------------------|-------------------------|------------------------------|---------|
| | | 平成19年 ストック・オプション | |
| 内容 | 付与対象者の区分及び数 | 当社取締役 15名 当社従業員 33名 | |
| | 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 245,000株 | |
| | 付与日 | 平成19年7月17日 | |
| | 権利確定条件 | (注)2 | |
| | 対象勤務期間 | 自 平成19年7月17日 至 平成20年6月30日 | |
| | 権利行使期間 | 自 平成20年7月1日 至 平成25年6月30日 | |
| | | | |
| 規模及び変動状況 (注)3 | ストック・オプションの数 | 権利確定前 | |
| | | 前連結会計年度末 | — |
| | | 付与 | — |
| | | 失効 | — |
| | | 権利確定 | — |
| | 未確定残 | — | |
| | 権利確定後 | 前連結会計年度末 | 245,000 |
| | | 権利確定 | — |
| | | 権利行使 | — |
| | | 失効 | 62,000 |
| 未行使残 | | 183,000 | |
| 単価情報 | 権利行使価格 | 1,527 | |
| | 行使時平均株価 | — | |
| | 公正な評価単価(付与日) | 159 | |

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 権利確定条件は付しておりません。
3. 当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

3. 連結計算書類への影響額

権利失効による利益計上額 23百万円

その他の注記

減損損失

当社グループは、原則として事業用資産については各工場を、遊休資産についてはそれぞれ個別の物件を単位としてグルーピングをおこなっており、回収可能価額の算定に当っては、原則として遊休資産は正味売却価額、その他の資産は使用価値を適用しております。

その結果、当連結会計年度において、以下の新規事業に関する資産について、市場環境等の悪化により帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額557百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額（百万円） |
|---------|------------------------|--------|---------|
| 東京都港区 | 製造および販売等に 係るライセンス契約 | 長期前払費用 | 517 |
| 東京都八王子市 | 製造設備等 | 建物・その他 | 40 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他

本連結計算書類中の記載金額は、単位未満切捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月17日

トッパン・フォームズ株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 友 田 和 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 田 栄 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トッパン・フォームズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トッパン・フォームズ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---|---|---|-----------------------------|
| 流 動 資 産 現金及び預金 26,116 受取手形 4,822 売掛金 33,631 有価証券 2,429 商品及び製品 8,344 仕掛品 337 原材料及び貯蔵品 876 前払費用 0 前払費用 670 繰延税金資産 2,296 そ の 他 の 資 産 949 貸倒引当金 1,613 倒引当金 △90 固 定 資 産 有形固定資産 91,451 建物 22,515 構築物 284 機械及び装置 15,121 車両運搬具 17 工具、器具及び備品 1,558 土地 21,346 リース資産 24 建設仮勘定 4,753 無形固定資産 2,952 特許権 4 ソフトウェア 695 フォトウエーブ 2,132 電話加利用権 119 水道施設利用権 1 投資その他の資産 22,878 投資有価証券 12,407 関係会社株 3,601 破産更生債権等 75 長期前払費用 43 敷金及び保証金 1,495 保険積立金 2,989 ルフ会社資産 438 繰延税金資産 1,806 そ の 他 の 資 産 202 貸倒引当金 △182 | 流 動 負 債 支払手形 3,320 買掛金 26,722 リース債 9 未払金 2,783 未払法人税等 550 未払消費税 40 未払費用 2,144 前受り入金 171 預り入金 122 賞与引当金 1,722 賞与引当金 68 設備関係の支払手形 2,359 そ の 他 56 固 定 負 債 役員退職慰労引当金 162 リース債 16 退職給付引当金 656 そ の 他 12 | | |
| 資 産 合 計 | | 負 債 合 計 | |
| 173,449 | | 40,921 | |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| | | 株 主 資 本 資本金 132,265 資本剰余金 11,750 資本準備金 9,270 利益剰余金 9,270 利益準備金 116,162 その他利益剰余金 2,619 別途積立金 113,542 繰越利益剰余金 106,195 自己株 7,347 評価・換算差額等 △4,916 その他有価証券評価差額金 204 新株予約権 204 57 | 純 資 産 合 計 132,528 |
| 資 産 合 計 | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | |
| 173,449 | | 173,449 | |

損 益 計 算 書

(至 平成21年 4月1日)
(至 平成22年 3月31日)

(単位：百万円)

| | | |
|--|--|--|
| <p>売 上 高 売 上 原 価 売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 有 価 証 券 利 息 受 取 配 当 金 設 備 賃 貸 料 受 取 技 術 料 そ の 他 営 業 外 費 用 賃 貸 費 用 為 替 差 損 そ の 他 経 常 利 益 特 別 利 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 新 株 予 約 権 戻 入 益 特 別 損 失 固 定 資 産 除 却 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 減 損 損 失 そ の 他 税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益</p> | <p>75 28 3,185 3,930 313 648 3,523 82 75 0 71 23 278 476 557 52 3,030 △263</p> | <p>208,505 167,871 40,634 34,514 6,120 8,183 3,682 10,621 95 1,365 9,351 2,766 6,584</p> |
|--|--|--|

株主資本等変動計算書

(自 平成21年 4 月 1 日)
(至 平成22年 3 月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|-------------------------|--------|-------|---------|-------|-----------|---------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他の利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成21年 3 月31日残高 | 11,750 | 9,270 | 9,270 | 2,619 | 101,195 | 8,537 | 112,352 | △4,916 | 128,456 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △2,774 | △2,774 | | △2,774 |
| 当期純利益 | | | | | | 6,584 | 6,584 | | 6,584 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 | △0 |
| 別途積立金の積立 | | | | | 5,000 | △5,000 | — | | — |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | 5,000 | △1,190 | 3,809 | △0 | 3,809 |
| 平成22年 3 月31日残高 | 11,750 | 9,270 | 9,270 | 2,619 | 106,195 | 7,347 | 116,162 | △4,916 | 132,265 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|------------|-------|---------|
| | その他 有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 平成21年 3 月31日残高 | △149 | △149 | 81 | 128,387 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △2,774 |
| 当期純利益 | | | | 6,584 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 別途積立金の積立 | | | | — |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 353 | 353 | △23 | 330 |
| 事業年度中の変動額合計 | 353 | 353 | △23 | 4,140 |
| 平成22年 3 月31日残高 | 204 | 204 | 57 | 132,528 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は総平均法により算定）

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

b. 時価のないもの

主として総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

商品(サプライ)・原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

商品(機器)・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く)
法人税法の規定に基づく定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産(リース資産を除く)
法人税法の規定に基づく定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - ④長期前払費用
定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支給見込額のうち、当事業年度において負担すべき見積額を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。
 - ④退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した見込額を計上しております。
なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期

間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

また、数理計算の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

数理計算上の差異を翌事業年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は179百万円であります。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月29日開催の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労引当金制度を廃止しております。

なお、当該総会までの在任期間に対応する役員退職慰労金相当額については、役員退職慰労引当金に計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

（会計方針の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基

準を適用しておりましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

85,235百万円

2. 保証債務残高

従業員住宅借入保証金 10百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 7,020百万円

短期金銭債務 11,375百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 12,431百万円

仕入高 73,020百万円

その他の営業取引高 24,801百万円

営業外取引高 7,265百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

| | 前事業年度末 株式数(千株) | 当事業年度増加 株式数(千株) | 当事業年度減少 株式数(千株) | 当事業年度末 株式数(千株) |
|---------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式(注) | 4,003 | 0 | — | 4,003 |
| 合計 | 4,003 | 0 | — | 4,003 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加192株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成22年3月31日現在)

| | | |
|--------|----------------|--------------|
| 繰延税金資産 | 賞与引当金 | 693百万円 |
| | 未払事業税 | 96 |
| | 減価償却費損金算入限度超過額 | 59 |
| | 退職給付引当金 | 613 |
| | 役員退職慰労引当金 | 66 |
| | 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 65 |
| | 投資有価証券等評価損 | 689 |
| | 会員権評価損 | 182 |
| | 減損損失 | 220 |
| | その他 | 209 |
| | 繰延税金資産合計 | <u>2,896</u> |
| 繰延税金負債 | その他有価証券評価差額金 | <u>△140</u> |
| | 繰延税金負債合計 | <u>△140</u> |
| | 繰延税金資産の純額 | <u>2,756</u> |

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | |
|-------------|--------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 949百万円 |
| 固定資産－繰延税金資産 | 1,806 |

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、下記のとおりであります。

なお、金額は未経過リース料となります。

| | | |
|------|-------------------|--------|
| 機械装置 | I M T 製造設備 (日野工場) | 507百万円 |
| 機械装置 | I M T 製造設備 (福生工場) | 194百万円 |

1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,193円46銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 59円32銭 |

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 属性 | 名称または氏名 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有または被所有割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------------|--------|----------|-----------|-------------------|----------------------|-------------------------|------------|-----------------|----------|-------|
| | | | | | | 役員 の 兼任 (名) | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 凸版印刷(株) | 東京都台東区 | 104,986 | 印刷事業 | 60.7 | 3 | 印刷物・材料・商品の販売及び購入 | 製品・商品の販売 | 9,899 | 受取手形・売掛金 | 3,285 |
| 子会社 | トッパン・フォームズ東海(株) | 静岡県浜松市 | 100 | 印刷事業 | 100.0 | 3 | ビジネスフォームの製造委託 | 仕入 賃貸収入 | 21,157 1,341 | 買掛金 | 2,776 |
| 子会社 | トッパン・フォームズ・オペレーション(株) | 東京都港区 | 100 | 商品事業 | 100.0 | 1 | コンピュータの運用・管理、プログラムの開発委託 | 仕入 | 7,422 | 買掛金 | 2,593 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 上記役員
の兼任は、当社役員を対象としており、当社従業員は含まれておりません。

その他の注記

減損損失

当社は、原則として事業用資産については各工場を、遊休資産についてはそれぞれ個別の物件を単位としてグルーピングをおこなっており、回収可能価額の算定に当っては、原則として遊休資産は正味売却価額、その他の資産は使用価値を適用しております。

その結果、当事業年度において、以下の新規事業に関する資産について、市場環境等の悪化により帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額557百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額（百万円） |
|---------|------------------------|--------|---------|
| 東京都港区 | 製造および販売等に係る ライセンス契約 | 長期前払費用 | 517 |
| 東京都八王子市 | 製造設備等 | 建物・その他 | 40 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他

本計算書類中の記載金額は、単位未満切捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月17日

トッパン・フォームズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 友 田 和 彦 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 田 栄 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トッパン・フォームズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る

計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月19日

トッパン・フォームズ株式会社 監査役会

常任監査役 永田 明裕 ㊟

常勤監査役 小山内 鏗爾 ㊟

常勤監査役 澤田 孝志 ㊟

監査役 佐久間 国雄 ㊟

監査役 外山 孟 ㊟

(注) 監査役永田明裕、佐久間国雄および外山孟は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開を勘案いたしまして以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭

配当総額 1,387,458,075円

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき12円50銭とさせていただきたく存じます。なお、中間配当金として12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

現行定款第31条（取締役の責任免除）および第43条（監査役の責任免除）に、社外取締役ならびに社外監査役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、当社と社外役員の間で、法令の定める限度額まで社外役員の責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を追加するものであります。

また、本議案に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。</u></p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。</u></p> |

第3号議案 取締役15名選任の件

当社の現取締役は本定時株主総会終結の時をもって、全員（15名）任期満了となります。つきましては、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況) | 当社発行株 式の所有数 |
|-----------|---------------------------------------|---|----------------|
| 1 | さくら い しゅう 櫻 井 醜 (昭和22年9月10日生) | 昭和48年4月 凸版印刷(株)入社 平成15年6月 凸版印刷(株)取締役 平成17年6月 凸版印刷(株)常務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長（凸版 印刷(株)常務取締役退任） 平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る | 36,191株 |
| 2 | おか た ひろ ひと 岡 田 弘 人 (昭和21年9月2日生) | 昭和44年4月 当社入社 平成9年4月 当社情報機器・サプライ 事業推進本部長 平成12年4月 当社事業企画本部営業企 画室長 平成13年4月 当社首都圏事業部長 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成21年6月 当社取締役副社長 平成22年4月 当社取締役副社長社長補 佐および全国営業担当 現在に至る | 36,872株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況) | 当社発行株 式の所有数 |
|-----------|-----------------------------|--|----------------|
| 3 | 新 田 健 二 (昭和23年2月5日生) | 昭和45年4月 当社入社 平成13年4月 当社経理本部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社専務取締役 平成22年4月 当社専務取締役社長補佐 および全国管理担当兼経 営企画本部長 現在に至る | 21,383株 |
| 4 | 加 藤 栄 司 (昭和24年3月17日生) | 昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 当社営業統括本部第二営 業本部長 平成17年4月 当社企画開発本部長 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成21年4月 当社常務取締役営業統括 本部長 現在に至る | 17,625株 |
| 5 | たま 玉 田 健 治 (昭和22年10月4日生) | 昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 当社事業企画本部業務改 革室長 平成11年4月 当社営業統括本部第二営 業本部長 平成15年2月 トップラン・フォーメズ(香 港)社 社長 平成18年4月 当社企画開発本部長 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成22年4月 当社常務取締役情報メ ディア事業部長 現在に至る | 18,735株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況) | 当社発行株 式の所有数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 6 | あ だち なお き 足 立 直 樹 (昭和14年2月23日生) | 昭和37年4月 凸版印刷(株)入社 平成5年6月 凸版印刷(株)取締役 平成7年6月 凸版印刷(株)常務取締役 平成9年6月 凸版印刷(株)専務取締役 平成10年6月 凸版印刷(株)代表取締役副 社長 平成12年6月 凸版印刷(株)代表取締役社 長 平成12年6月 当社取締役 現在に至る | 5,000株 |
| 7 | せき おか しゅう じ 関 岡 修 次 (昭和24年3月20日生) | 昭和47年4月 当社入社 平成14年4月 当社関西事業部第一営業 本部長 平成18年4月 当社関西事業部長 平成20年4月 当社関西事業本部長 平成20年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役営業統括副本 部長 現在に至る | 12,414株 |
| 8 | にし し ちら たかし 西 志 村 卓 (昭和24年12月23日生) | 昭和47年4月 当社入社 平成17年4月 当社総務本部長 平成20年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役総務本部長お よび広報室、法務本部担 当 現在に至る | 9,414株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況) | 当社発行株 式の所有数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 9 | かめ やま あきら 亀 山 明 (昭和30年3月3日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社日野工場長 平成20年4月 当社製造統括本部長 平成20年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役製造統括本部長兼製造企画本部長 現在に至る | 9,214株 |
| 10 | くろ ばね じ ろう 黒 羽 二 朗 (昭和31年2月24日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社IMS統括本部企画本部長 平成20年4月 当社IMS事業本部長 平成20年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役事業推進本部長兼企画本部長 現在に至る | 9,114株 |
| 11 | ふく しま けん いち 福 嶋 賢 一 (昭和31年11月1日生) | 昭和54年3月 当社入社 平成16年10月 当社首都圏事業部第三営業本部長 平成19年4月 当社首都圏事業部副事業部長 平成21年4月 当社営業統括副本部長 平成21年6月 当社取締役営業統括副本部長 現在に至る | 7,263株 |
| * 12 | ひろ むら しゅん ご 広 村 俊 悟 (昭和26年6月11日生) | 昭和55年7月 凸版印刷(株)入社 平成17年6月 凸版印刷(株)広報本部長 平成19年6月 凸版印刷(株)取締役広報本部長 平成22年4月 凸版印刷(株)取締役広報本部担当 現在に至る | 5,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況) | 当社発行株 式の所有数 |
|-----------|---|---|----------------|
| * 13 | こ やま のぶ ひこ 小 山 信 彦 (昭和26年7月11日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 当社営業統括本部第四営業本部長 平成17年4月 当社情報メディア統括本部長代行 平成20年4月 トッパン・フォームズ(香港)社 社長 平成22年4月 当社国際事業部長 現在に至る | 5,816株 |
| * 14 | みや した ゆう じ 宮 下 裕 司 (昭和26年12月3日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成15年4月 当社営業統括本部第八営業本部長 平成19年4月 当社製造統括本部日野工場長 平成21年4月 当社製造統括副本部長 平成22年4月 当社関西事業部長 現在に至る | 5,284株 |
| * 15 | いけ うち ひで ゆき 池 内 秀 行 (昭和28年6月29日生) | 昭和56年1月 当社入社 平成15年4月 当社営業統括本部ソリューション営業本部長 平成18年4月 当社商品事業部長 平成20年4月 当社中四国事業部長 平成20年5月 当社中四国事業部長兼事業開発本部長 平成22年4月 当社事業開発・研究本部長 現在に至る | 6,436株 |

*印は、新任取締役候補者です。

- (注) 1. 取締役候補者足立直樹氏は、凸版印刷㈱の代表取締役を兼職しており、当社は同社との間に製品の売買取引があります。
2. 取締役候補者広村俊悟氏は、当社の親会社である凸版印刷㈱の取締役であり、その地位および担当は略歴欄に記載のとおりであります。
なお、広村俊悟氏は本年6月に開催されます凸版印刷㈱の定時株主総会最終の時をもって退任し、当社の取締役に就任する予定であります。
その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者櫻井醜氏は、過去5年間に凸版印刷㈱の取締役となっており、その地位および担当は略歴欄に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役澤田孝志氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職状況) | 当社発行株式の所有数 |
|-----------------------------------|--|------------|
| きのしたのりあき 木下徳明 (昭和14年12月5日生) | 昭和41年6月 公認会計士登録 昭和41年6月 木下公認会計士事務所開設 昭和62年7月 日本公認会計士協会常務理事 (平成10年7月まで) 平成5年10月 朝日監査法人代表社員 (平成14年6月まで) 平成14年4月 中央大学商学部教授 (平成22年3月まで) | — 株 |

- (注) 1. 監査役候補者木下徳明氏は、社外監査役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所に対して、同取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。
2. 同氏につきましては、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、また、本年3月まで中央大学商学部教授を勤めており、財務・会計についての幅広い経験と見識に基づき、当社の社外監査役として経営全般の監視を適切に遂行することができると判断したものであります。また、同候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
3. 同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
4. 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
5. 社外監査役としての責任限定契約について
当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定めるため、第2号議案で定款一部変更の件を付議しております。第2号議案の承認可決を条件として、候補者木下徳明氏とは、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成22年6月28日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効と取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

その他ご不明な点についてのお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00、通話料無料)

(メ 毛 欄)

株主総会会場ご案内略図 1

(遊歩道からのルート)

会場 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール



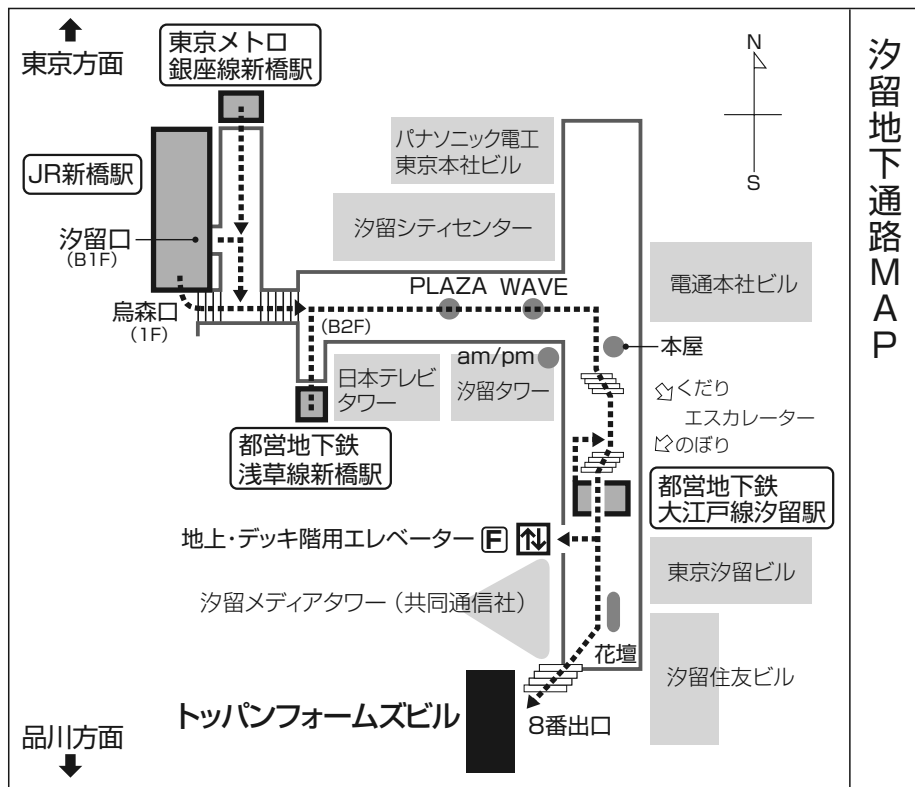
- ・ JR「新橋駅」より徒歩約8分
- ・ 東京臨海新交通ゆりかもめ「汐留駅」より徒歩約1分

なお、駐車スペースが少ないためお車でのご来場はご遠慮ください。
(地下通路からのルートは次頁ご案内略図2をご覧ください。)

株主総会会場ご案内略図 2

(地下通路からのルート)

会場 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール



- ・ JR、東京メトロ銀座線、都営地下鉄浅草線「新橋駅」より徒歩約8分
- ・ 都営地下鉄大江戸線「汐留駅」より徒歩約2分
- ・ 地下通路から地上(1F)へは、地上・デッキ階用エレベーター[F]がご利用になれます。

なお、駐車スペースが少ないためお車でのご来場はご遠慮ください。
(遊歩道からのルートは前頁ご案内略図1をご覧ください。)